

建築物の形態制限区域内における建築許可通知書

※ 都市計画法第41条第2項ただし書の規定により許可したので通知します。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 姫路市指令土 第5- 号（ ） <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">姫路市長 印</div>	
申請者住所・氏名	
開発許可番号・年月日	姫路市指令土 第1- 号（ ） ・ 年 月 日
建築物の敷地の所在及び地番	
予定建築物の用途	
開発許可に付された制限の内容	許可を受けようとする内容
申請の理由	
※ 備考 	

注 ※印は、記入しないでください。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、姫路市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、姫路市を被告として（訴訟において姫路市を代表する者は姫路市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。